

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和4年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済み	今回 措置	未 措置		措置 済み	今回 措置	未 措置
水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	3	—	3	—	18	—	18	—

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	18	21	0			
第6章 監査の結果								
第2 経営管理について								
1 企業局								
(1) 投資計画について								
(i) 全般的事項								
(7) 投資コストの上振れリスクについて								
(7) 投資コストの上振れリスクについて								
1	<p>【指 摘】 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見直しにおける財源試算において許容できる範囲で投資コストを増額することの要否を検討する必要がある。 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。</p>	○		○		今後の投資計画の作成にあたっては、国が示す費用関数（厚生労働省「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（以下「手引き」という。））を基本としながら、信頼できる指標（国土交通省「建設工事費デフレーター」（以下「デフレーター」という。））に基づく物価上昇の補正を反映することで、投資額の精度を向上することとした。	企業局	50
(ii) 施設更新計画について								
(7) 計画に対する実績管理（施設関係）について								
2	<p>【意 見】 計画に対する進捗管理がしやすいよう資料内容を見直し、計画の進捗に問題がないかを点検しやすいように工夫すべきである。 また、差異が発生した場合に原因分析を徹底し、見直しにつなげ、次の計画立案に活かすことを徹底すべきである。 計画の前提と異なる事項が判明した場合には、計画見直しに速やかに反映すべきであり、また、それを可能とする反映プロセスを確立しておくべきと考える。</p>		○	○		進捗状況の管理フォーマットを作成のうえ、毎年度当初及び中間の2回の水道事務所へのヒアリングを実施することとし、本局と水道事務所情報共有する体制を確立した。 また、3年から5年に一度、計画見直し（ローリング）を行うプロセスを決定した。	企業局	52
(iii) 管路更新事業化計画について								
① 県南水道事務所								
計画に対する実績管理（管路関係）について								
3	<p>【意 見】 難易度の高い工事が必要となった場合、関係各所への調整も必要となるなど、水道事務所では対処できない可能性がある。 対処のプロセスを確立し、全体で課題解決に向き合い、進捗させる体制の確立が必要である。 前提と異なる工法を採用せざるを得ないことが判明した場合には、計画見直しに速やかに反映すべきであり、また、それを可能とする反映プロセスを確立しておくべきと考える。 本件は、通常の工法と異なり、関係者への事前調整作業も必要となることが予想される。水道事務所での対応に終始するのではなく、本局や関係する部署とも調整を円滑に図ることが必要である。</p>		○	○		前提と異なる工法（本件ではシールド工法）への変更を、投資計画に反映することとした。 さらに、進捗状況の管理フォーマットを作成のうえ、毎年度当初及び中間の2回の水道事務所へのヒアリングを実施することとし、本局と水道事務所情報共有する体制を確立した。 また、3年から5年に一度、計画見直し（ローリング）を行うプロセスを決定した。	企業局	53

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	18	21	0			
	②鹿行水道事務所							
	不断水工事等単価に影響を及ぼす工事について							
4	【意見】 不断水工事の発生を予測することの実務的困難性を踏まえつつ、管路の耐震化を進めて10年以上が経過しているため、当該実績データを用いるなど、合理的な金額を算出し、計画に反映する必要がある。		○	○		個別計画策定にあたっては、概算事業費の精度向上を図るため、国が示す費用関数（手引き）を基本としながら、信頼できる指標（デフレーター）に基づく物価上昇の補正を反映することとした。	企業局	54
	③県中央水道事務所							
	管路耐震化工事計画における対象箇所選定について							
5	【意見】 未更新の耐震化リスクが高い路線については、次期計画見直し時に検討される予定であるとし、計画期間内で具体的な検討・対応を取っていない。更新できない一定の理由があるとは言え、リスクが高い路線が放置されている状態が10年続いており、対応を次期計画に委ねるとした方針は適切ではないと考える。 耐震化リスクが高く更新優先度が上位に関わらず、直ちに施工できない理由がある路線については着手可能となった時点で速やかに更新を行えるよう計画を見直すべきである。		○	○		やむを得ない支障要因により着手できなかった耐震化リスクが高い路線については、支障要因の解決に継続的に取り組むとともに、解決後は最優先で取り組む方針を周知徹底した。 また、直ちに施工できなかった路線の一部については、現計画期間内に着手することとした。	企業局	55
	(2) 長期収支見通しの検討							
	(i) 各エリア（広域）の共通事項							
	①長期収支見通し上の水道料金収入について							
6	【指摘】 将来の給水人口減少の予測が長期収支見通しに反映されていない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、将来の給水人口減少の予測を長期収支見通しに反映させる必要がある。	○		○		今後の長期収支見通しの作成にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等の人口予測に基づいて、市町村別に有収水量を積算のうえ、給水収益等を試算し、長期収支見通しの精緻化や合理性の向上を図ることとした。	企業局	57
	②物価変動の影響について							
7	【指摘】 長期収支見通しにおける費用及び設備投資において物価変動を見込んでいない。 長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のためには物価変動の影響を反映させる必要がある。	○		○		今後の長期収支見通しのシミュレーションにおいて、修繕費や委託料等の項目ごとに、信頼性及び関連性が高い指標（「国内企業物価指数（日本銀行）」、「生産動態統計（経済産業省）」、「デフレーター」など）から推計した物価変動を反映することとした。なお、物価変動を精緻に長期予測することは極めて困難であることから、実態を踏まえ適宜見直しを行い、実態に即したシミュレーションを行っていくこととした。	企業局	58

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	18	21	0			
	③修繕費について							
8	<p>【意見】</p> <p>一般的には、施設や設備の老朽化が進むにつれ修繕費が増加する傾向がある。例えば、施設や設備の老朽化を示す指標との相関関係を調査するなど、合理的な仮定の有無を検討し、見積方法を改善することが望ましい。</p>		○	○		物価上昇により修繕費が上昇傾向であることから、国が示す信頼できる指標（デフレーター）に基づく補正を行い、修繕費を見積もることとした。	企業局	59
	④耐用年数について							
9	<p>【意見】</p> <p>機能的陳腐化が起りやすい資産や経年劣化が早い資産などについては、過去の一定期間の実績に基づき、実態的な更新周期に近づけられるよう更新周期を見直すべきである。また、資産の分類も更新の実態が反映しやすいようより細かく分類するべきである。</p>		○	○		施設更新計画の精度向上のため、令和5年度中に、資産分類の細分化について検証を行うこととした。 検証にあたっては、検討会を局内に設置し、今までの事業実績や他事業体の現状等を参考としながら進めることとした。	企業局	60
	⑤検討過程の経緯等、作成プロセスの明確化について							
10	<p>【意見】</p> <p>定期的な人事異動により担当者が変わることで、長期収支見通しを踏まえた対応の一貫性が保てなくなることは避けなければならない。 収支均衡の検討が適切に行われていることを示すために、以下のポイントを明瞭に残すよう手続を確立すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「投資試算」と「財源試算」の均衡を図るための作業プロセス ○「投資試算」と「財源試算」に収支ギャップが生じた場合に、収支ギャップを解消するために検討した内容と結果 ○料金改定を検討する場合には、その前に最大限の投資額合理化を検討したことに関する経緯と結果 ○関係者の意見交換が適切になされたことの記録 		○	○		今後の長期収支見通しの作成にあたっては、収支ギャップの有無の確認作業や、収支均衡を図るための作業プロセス、検討結果等の記録方法等についてマニュアル化し、長期収支見通しの作成作業の一貫性を保持することとした。	企業局	61
	⑥長期収支見通しと基礎情報の関連性の明確化について							
11	<p>【意見】</p> <p>基礎資料と長期収支見通しの整合性を確認しやすいよう、作成プロセスを確立すべきである。 また、人事異動により知見の蓄積が途切れる懸念がある。長期的な視点に立った経営を実現するため、長期収支見通しを作成し活用しようとしても、配置された人材に知見が蓄積できなければ、活用には至らないと考える。 技術的な知見（投資試算）と、財源手当て（財源試算）の双方の見渡しができる人材の確保、育成に努め、定期的な見直しを実現し、長期収支見通しの活用レベルを向上することが望ましい。</p>		○	○		今後の長期収支見通しの作成にあたっては、基礎資料の作成方法や収支見通しとの整合性の確認方法をマニュアル化することにより、作成プロセスを確立することとした。	企業局	63

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	18	21	0			
	⑦料金算定の見える化について							
12	【意見】 経営戦略の策定に関するQ&Aで紹介されている「原価計算表」を参考に、料金設定の根拠を明らかにし、受水団体や住民、議会への丁寧な情報提供により、理解に資するよう水道料金の料金単価算定に関する「原価計算表」等の資料の作成をすることが望ましい。		○	○		3年ごとに実施している料金見直しにおいて、「原価計算表」等の資料を作成し、受水団体等へ説明を行うこととした。	企業局	66
	(ii) 県南西広域水道用水供給事業							
	霞ヶ浦導水事業の影響について							
13	【意見】 県南西広域水道用水供給事業の先行分として霞ヶ浦導水事業に参画し、毎年負担金を支出している以上、同事業完成後においては県南西広域水道用水供給事業の償却資産となるものであることから、現在検討中の具体的な利活用方策がまとまった際には長期収支見通しに反映させるべきである。		○	○		今後の市町村等との広域化の検討、調整を踏まえ、現在検討中の具体的な利活用方策がまとまった際に、所要の減価償却費等を反映した長期収支見通しを作成することとした。	企業局	68
	(iii) 県中央広域水道用水供給事業							
	長期収支見通しを踏まえた経営の改善について							
14	【意見】 霞ヶ浦導水事業が完成する予定である令和12年度以降においては、同事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見通しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要であると考えられる。		○	○		3年ごとに実施している料金見直しにおいて、収益の確保やコスト削減等の経営努力をもってしても収支の均衡が図れない場合においては、料金改定を含めた抜本的な経営改善について検討することとした。	企業局	69
	(3) その他の経営管理について							
	(i) 経営戦略のPDCAについて							
15	【意見】 企業局経営戦略の進捗状況の開示に併せて、人材の確保・育成やコストダウンの取組等の諸課題の解決状況、取組状況の結果も記載すべきである。そこで、諸課題の解決が進んでいない点があれば別の取組を検討する、現状の取組を強化する等の進捗管理が、正にPDCAを行うことになり、そのような振り返りの結果を開示することが責任意識の高揚の観点から事業経営上有用であり、議会や利用者である受水団体・地域住民への適切な情報提供の一環になるものと考えられる。		○	○		企業局経営戦略の進捗状況（令和3年度決算確定値）を公表する資料に、投資・財政計画の実績評価等と併せて人材の確保・育成やコストダウンの取組等の諸課題の取組状況を記載し、令和5年5月に企業局ホームページで公表することとした。 また、令和4年度以降の進捗状況の公表資料においても同様に進めることとした。	企業局	69
	(ii) 浄水場の管理運営体制について							
16	【意見】 技術系職員の十分な確保、水道事業に関する知識や技術の継承による運営体制の確保は、ライフラインである水道事業の根幹をなす重要な経営上の要素の一つである。技術系職員の不足が解消されていないとすれば、引き続き改善の努力を継続するべきであると考えられる。		○	○		技術系職員については、中央監視装置の遠隔確認などデジタル技術の活用により運転管理の省力化等を図りながら、引き続き必要な人員を確保していくこととした。また、若年職員への研修会の実施などにより、引き続き知識や技術の継承を図ることとした。	企業局	70

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		3	18	21	0			
	(iii) 開発公社の人員体制について							
17	<p>【意見】 例えば、職員の年齢構成の偏りを解消することも重要な経営管理の方策の一環であり、継続的に年齢構成のアンバランス解消のため、経営状況や将来の水道事業の広域化等に伴う施設再編等も踏まえながら計画的に新規採用を行い、採用した職員への技術承継を行っていくことなど、課題解消に取り組むべきであると考えます。</p>		○	○		(公財) 茨城県開発公社の水道部門の人員については、水道事業の広域化に伴う施設の運営見通しを踏まえ、デジタル技術の活用により運転管理の省力化等を図り、また、計画的に新規採用、中途採用を行うことにより職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承を図ることとした。	企業局	71
	(iv) コストダウンの取組について							
18	<p>【意見】 県では、道路整備事業、下水道事業や河川整備事業など、他のインフラ事業も行っている。他部署でコストダウンの成果があった工事時期の平準化の取組について、組織横断的に情報が共有され、施策を共有できれば、経営の効率性に資することになる。 利用者の水道料金の過度な負担を避けるためにも、今後もコストダウンへの継続的な取組が望まれる。</p>		○	○		令和5年度発注工事においては、工事時期の平準化の促進のため、前年度から積算に取り組み、発注の前倒しを行った。 また、企業局の平準化率の目標値を「0.80」（全国統一指標・関東ブロック独自指標の目標値と同値）に設定し、本局と水道事務所で情報共有を図った。	企業局	72
	(v) 管路情報システムの利活用について							
19	<p>【意見】 管路情報システムは水道管情報の一元的管理に資するシステムであるところ、工事費、老朽度評価等の情報が未入力であり、布設年度が未入力の資産もあった。より一層の利活用を図るためには、工事費や老朽度評価など、重要性の高い項目は整備していく必要があると考えられる。</p>		○	○		管路情報システムのより一層の利活用を図るため、令和5年度に策定する次期企業局DX推進計画に「管路情報システムの利活用」を位置付けることとした。 その上で、令和5年度中に同システムが備えるべき仕様を決定し、改善につなげることとした。	企業局	73
	(vi) 茨城県公共施設等総合管理計画での開示内容について							
20	<p>【意見】 利用者及び地域住民への説明のため適切な情報を開示する観点からは、管路更新事業化計画だけでなく、浄水場等の更新に関する施設更新計画も記載することが望ましい。</p>		○	○		茨城県公共施設等総合管理計画を所管する管財課と協議し、次回改定の機会に施設更新計画を追記することとした。	企業局	74

令和4年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	3	18	21	0			
第6章 監査の結果							
第3 行政事務の効率化について							
1 総務部財政課及び総務部管財課							
(2) 識別した課題							
21 【意見】 行政事務の効率化の観点から、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化により財産管理機能を集約することは、一定の合理性があると考えられる。ただし、一元化を図る過程でシステム投資が必要となる。所管課の説明のとおり、費用対効果すなわち効率化による経済的便益と投資額がどの程度あり、仮に享受できる経済的便益よりも投資額が大きい場合には、合理性を欠く投資になることもありうる。そのため、まずは一元化の是非について、費用対効果など、様々な観点から検討されたい。 また、行政サービス等に利用される重要な財産として、行政評価や、長寿命化への取組といった資産管理を効果的に行うための財産に関する最新の状態を提供するデータを一元的に管理し活用に資する、という観点も含めて検討すべきである。		○	○	(共通) 国において、有識者の意見も踏まえ、将来的な一元化に向けた統一的な対応を検討中であることから、引き続き国の動向を注視し、他県での状況等も参考に、システム改修等の必要経費と事務効率化（人件費削減）の効果等を検証し、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化について検討していくこととした。	総務部財政課 総務部管財課	83	
	3	18	21	0			

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和3年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	対応状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		対応 済	今回 対応	未 対応
3	債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	63	62	-	1	125	122	2	1

(様式3-2)

令和3年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	担当部・課 福祉部子ども政策局青少年家庭課
意見の概要	意見への対応
<p>児童措置費負担金について、令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。また、未収債権管理システムがその運用になじまない場合には、現行の費用徴収システムの改修を検討すべきである。</p>	<p>未収債権管理システムは、月ごとに発生する児童措置費負担金の管理になじまないこと、また、債権管理に係る事務負担の軽減を図るため、当該債権管理に適応した新システムの導入経費について、令和5年度当初予算において予算化した。令和5年9月までに開発を行い、10月以降から運用を開始することとした。</p>

(様式 3 - 2)

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	担当部・課 産業戦略部中小企業課
意見の概要	意見への対応
<p>中小企業高度化資金貸付金は、税外延滞債権額の約 67.5%を占めているのも事実であり、また、分割納付を認めることにより正常先に分類されている 8 組合等に対する債権が約 22 億円あり、この中には時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が含まれている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、債務者の経営環境はさらに厳しくなっているが、事業継続の意思を有し、分割納付を継続している債務者に対しては、経営面、財務面からも指導・助言を行う重要性が増していると考えます。</p> <p>所管課にあつては、中小企業高度化資金貸付金については、茨城県における税外延滞債権の約 67.5%を占めていること、正常債権の中に延滞債権化する可能性がある債務者が存在することを認識し、会計検査院の平成 16 年度決算結果報告に対する検討結果などを参考に、より適切な債権管理を図りたい。</p>	<p>正常債権については、完済に向けた経営改善のため、貸付先組合の経営状況を把握するとともに、中小機構とも密接に連携を図りつつ、中小企業診断士などの専門家派遣や条件の変更等、經常状況に配慮した償還を実施するなど、適切な債権管理を行っている。</p> <p>延滞債権については、事業継続中の組合に対して、債務確認書の徴取や分納等により、債権の時効管理を徹底するとともに、担保物件については、不動産鑑定価格以上で処分し、債権管理回収を進めている。</p> <p>既に破綻した組合に対しては、令和元年度に設置した弁護士等の専門家で構成する第三者委員会において、各連帯保証人の保有資産に応じた支払い金額の妥当性等について、協議を行い、連帯保証人の事業活動や生活にも配慮しながら、調停や和解などの制度を活用し、貸付金の最大限の回収を図るなど債権整理を適切に進めている。</p> <p>令和 3 年度に延滞先 3 組合の連帯保証人と特定調停で和解し、債権の一部を回収するとともに、残債について、債権放棄の手続きを進めたことにより、未収債権の圧縮に努めたところであり、今後も同様の手法で計画的な債権整理に取り組んでいく。</p>

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和2年に実施した度包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	対応状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		対応 済	今回 対応	未 対応
R2	教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	83	60	0	23	89	53	3	33

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
意見の概要	意見への対応
<p>【意見 32】 教育委員会では、毎年度、すべての県立学校から「学校経営計画表」及び「自己評価表」のデータを収集し、過去3年間分のデータを教育委員会のWebページで公開している。 しかし、これらデータを必要とする者は、必要とする学校のWebページからこれらデータの入手を検討する可能性が高い。 また、各学校のWebページで公表されている「学校経営計画表」・「自己評価表」は、複数年度を公表している学校、単年度のみ公表の学校もある。利用者の利便性を高めるためにも、統一することが望ましい。</p> <p>【意見 34】 各学校のWebページは、各学校において管理されているが、利用者の利便性を考慮することが必要であり、教育委員会として最低限Webページに掲載する事項を決めて公開すべき情報を統一することが必要と考える。</p> <p>【意見 35】 「学校関係者評価」のメンバーについては、保護者、学校評議員、地域住民などにより構成されていることを確認した。しかしながら、「学校関係者評価」の内容を検討すると、一部に必ずしも十分な資料、十分な時間等がない不十分な状況のもとで実施されたと推測される内容の事例があった。「学校評価」の目的に沿った「学校関係者評価」となるように、その実施方法について検討されたい。</p>	<p>(高校教育課) 「学校経営計画表」及び「自己評価表」については、県教委のWebページ(以下「ホームページ」という。)ではなく、各学校のホームページでの公開に統一した。 なお、各学校ホームページにおける学校評価に係る情報公開については、公開対象を直近3年分とするよう令和5年4月7日付けで各学校に通知した。 (特別支援教育課) 特別支援学校においては、本意見の趣旨を踏まえ、各特別支援学校の学校運営協議会等において検討するよう周知した。</p> <p>(高校教育課) 「学校経営計画表」及び「自己評価表」については、ホームページに掲載する事項を令和5年4月7日付けで各学校に通知した。 (特別支援教育課) 特別支援学校においては、「学校経営計画表」、「グランドデザイン」及び「自己評価表」を各学校のホームページに掲載するよう、毎年度、周知している。</p> <p>(高校教育課) 「学校関係者評価」の実施については、県教委が示した様式(数的根拠を伴う自己評価のためのもの)等を活用して学校関係者に学校の取組を説明した上で行うよう、令和5年3月17日に各学校の管理職に対し説明した。 (特別支援教育課) 特別支援学校については、本意見の趣旨を踏まえ、各特別支援学校の学校運営協議会等において検討するよう、管理職に周知した。</p>